

# 平成 30 年度 第 4 回仙台市環境審議会

## 議事要旨

日時：平成 31 年 1 月 24 日（木） 13:30～15:00

場所：TKP ガーデンシティ仙台勾当台ホール 1

### I 次第

#### 1 開 会

#### 2 議事・報告事項

- (1) 本市における地球温暖化対策のあり方の中間報告案について
- (2) 今後の進め方について
- (3) その他

#### 3 閉 会

### II 出席委員数

出席 14 名

欠席 11 名

### III 議事要旨 議事要旨

司会	議事・報告事項に移る。 以後の進行については、仙台市環境審議会の組織及び運営に関する規則第 5 条第 1 項に基づき、渡邊会長にお願いする。
議長（渡邊会長）	初めに、会議の公開、それから議事録の署名の件について確認させていただく。 まず、会議の公開に関しては、個人のプライバシーに関する事など、非公開の必要のある場合以外は、原則として会議を公開するというにしている。 次に、議事録の署名については、会長と出席委員 1 名の署名をもって正式な議事録とすることとしている。今回は加藤委員にお願いしたいが、よろしいか。
委員	異議なし
議長（渡邊会長）	では、加藤委員にお願いする。 それでは、議事・報告事項に入る。 本日の議事は（1）の「本市における地球温暖化対策のあり方の中間報告案について」がメインとなる。 これまで検討部会で検討していただいたが、その内容の中間報告案となるため、駒井部会長からご報告いただければと思う。よろしくをお願いしたい。
駒井武委員	（資料 1 に基づき説明）
議長（渡邊会	概要を駒井部会長からご説明いただいたので、事務局から詳細についてご説明

長)	願いたい。
事務局（環境 企画課長）	（資料1に基づき詳細を説明）
議長（渡邊会 長）	駒井部会長と事務局より本市における地球温暖化対策のあり方の中間報告案についてご説明いただいた。これについて、委員の皆様からの質問・意見を願いたい。
加藤けんいち 委員	<p>中間報告案のとりまとめ大変お疲れさまでした。よくまとまっていると感心して見させていただいた。</p> <p>確認を含めて二、三お聞きしたい。今回の条例制定に向けてアクションプログラムが一つの大きなキーになってくると考えるが、対象事業者に関し、既に省エネ法で対象となっている事業者以外にも新たに義務を課すのかについては、地元の中小企業の皆様の負担を考慮し、任意ということなので、基本的に賛同するところである。</p> <p>それを踏まえた中で確認をしたいのが、条例のあり方の資料9ページの「検討にあたっての考え方」という中で、法律や市の他の条例で同趣旨の義務が課されている場合は、基本的には条例に規定せずに、当該法律及び他条例に委ねることとするとなっているので、この基本的な考え方からいくと、資料33ページのアクションプログラムの制度対象事業者に矛盾があるのではないかと。つまり、この制度対象事業者のうち、84事業所は既に省エネ法の対象となっているが、先程の資料9ページの説明からいくと、法律に委ねることとするはずで、矛盾があるようにも思う。説明いただきたい。</p>
事務局（環境 企画課長）	<p>ただいまの質問についてだが、資料27ページの表3-4において省エネ法の届出とアクションプログラムの比較を記載させていただいている。</p> <p>今回この中間案で義務づけを図る事業者については、産業・民生業務部門は省エネ法の枠組みをそのまま踏まえているため、省エネ法の枠組みが一定程度かかっている事業者が対象になっているが、資料27ページの比較のとおり、省エネ法においては国の関与が非常に限定的であるということ、そして今回のこの中間案の目的の一つが事業者からの排出も含めた温室効果ガスの削減を図ることであることを踏まえると、アクションプログラムの枠組みが、単に報告書や計画書を出させるという国の規定にとどまらず、評価や表彰、そして自治体からの支援も含んでいることから、必ずしも国の枠組みとそのまま一致するものではないと考えている。</p> <p>また、運輸部門の対象事業者の規模に関しては、国の枠組みでは国全体での車両保有台数が基準になっているものを、本市域内での車両保有台数も踏まえて新たに考えるということから、省エネ法とアクションプログラムが全く重なるものではなく、省エネ法で計画書などの提出が義務化されている事業者についても、アクションプログラムの中で、市からの働きかけなどによって一層削減を図って</p>

	<p>いく取り組みを進めていくことを考えているところである。</p>
加藤けんいち 委員	<p>省エネ法とアクションプログラムの中身は少々異なるという事務局の説明も解るが、私は今回の内容を否定しているのではなくて、既に省エネ法の対象となっている 84 事業者に対して、前段の部分では法にぶら下がっている分については委ねるとなっているので、ここの整合をきちんととられたほうがいいのではないかと思うので、これは意見ということでお話をさせていただきたい。</p> <p>もう 1 点、資料 33 ページの制度対象事業者について、運輸部門だけが新たに追加となっている。国の法律ではたしかトラック・バスは 200 台、タクシーは 350 台等の基準がある中で、よりいろいろな市内の事業所数や保有台数を見て設定した数字だと思う。運輸部門が市域全体の排出量の約 10% を占めているという背景からだとは思いますが、ほかのところは全く手をつけず、今回の制度対象事業者に省エネ法の対象事業者以外で対象となっているのは運輸部門だけであるから、この部分の説明をもう少し補強していかないと、該当になる方々からのご理解がなかなか得にくいのではないかなど考えるのがいがか。</p>
事務局（環境 企画課長）	<p>運輸部門においては、今回省エネ法の対象事業者以外でも対象となってくる可能性があることは考えている。市内での保有台数を 100 台以上としたところは、先ほど説明したとおり、市域に占める温室効果ガスの割合や、他都市でも 100 台以上を対象としている事例も多く見られるなどの点から要件を議論したところであるが、新たに対象となる事業者には特に丁寧に説明していく必要があると考えている。</p>
加藤けんいち 委員	<p>省エネ法の対象事業者以外で出てきたのが運輸部門だけであることから、ここは中間案として広く示すときになぜここの部分だけを新たに追加したのかということがしっかり見える形で出す必要があるのではないかと思うので、この部分についてはぜひお願いをしたい。また、省エネ法では、一定の平米以上の建築物や建築主に対しても規制がある。今回新たに対象として出てきたのは運輸部門だけだが、そういった建築物等に対する議論があったのか確認させていただきたい。</p>
事務局（環境 企画課長）	<p>建築物省エネ法に係る議論について、資料 9 ページにある法律や他の条例等で同趣旨の義務が課されている場合は、基本的には条例に規定せず、当該法律や他の条例に委ねるといふ部分の中に、建築物省エネ法が念頭にもあったところで、他都市の条例でいうと、一定規模以上の建築物の新築等を行う場合に、温室効果ガスの排出抑制に係る計画書の提出などを建築主に義務づけているような規定も見られたところであり、そうしたことを条例に盛り込むべきかという議論の中で、建築物省エネ法が平成 28 年に制定され、そこで同趣旨の内容がカバーされているので、重複して個別に規定する必要性は薄いのではという考え方も 1 つあったところである。</p> <p>それに対しなぜ運輸部門を規定するのかが、資料 4 ページの市域の温室効果ガス排出量の内訳で見ると運輸部門が 4 分の 1 を占めている。この 25% を占める</p>

	<p>運輸部門の内訳を資料 25 ページで見ると、自動車からの排出が約 9 割を占めており、この自動車からの排出は、乗用車と貨物・バスで大体半々ぐらいを占めている。</p> <p>乗用車の排出については、自家用車と事業活動で使うような営業車が混在しており、事業者からの排出量を分けることが困難だが、貨物・バスについては、家庭で使用するものも含まれているものの、その大半が事業活動から排出されることを踏まえると、貨物・バスの排出量を事業者によるものとした場合、運輸部門の排出量のうち約 4 割を占める。この運輸部門の 4 割については、市域全体の排出量の約 1 割に相当し、無視できない数字ではないかということで、運輸部門についてもアクションプログラムへのご協力をお願いすべきではという議論となったところである。</p>
駒井武委員	<p>実はこの部会の中で一番集中的に議論したのはこの運輸部門についてである。</p> <p>データとしては事務局が示したとおりで、運輸部門が市域全体の 4 分の 1 強を占めている。それから、資料 25 ページのとおり運輸部門の中の割合としてはやはり自動車が圧倒的に多い。対象事業者の保有台数についても、当初 50 台という意見もあったが、制度の実効性や持続可能性を考えると、ほかの指定都市を参考として、100 台としたところである。運輸部門だけが特出しになっている部分はあるが、ある意味では実効性があり、ご協力いただける可能性があるのではないかとということで対象としたところである。</p>
議長（渡邊会長）	<p>主要な図表がページをまたいでいるところがあるので、もし必要があれば対象事業者への説明用に必要な資料を 1 枚にしておく工夫が必要なのかもしれない。今後とも引き続きご検討いただきたい。</p>
永幡幸司副会長	<p>今の運輸のところにかかわるのだが、市内で 100 台以上自動車を所有する運送事業者というときに、100 台の車を運用していると CO<sub>2</sub> をどれくらい出すことになるのか。あるいは原油換算でどれくらいのエネルギーを使用していることになるのかというのがわかれば教えていただきたい。</p>
事務局	<p>100 台以上所有している事業者の排出量自体は把握できていないが、今回 100 台以上所有している事業者は 18 社あり、このうち 13 社については既に省エネ法で届出されている状況である。</p>
永幡幸司副会長	<p>対象事業者の車の保有台数を何台以上にするかというのは、もし換算できるのであれば、大体平均的に車が何台あればどれくらい排出するから、というような説明の仕方ができるようにしておいたほうがいいのではないかとというのが意見である。</p> <p>次に、一時滞在者の責務についてだが、一時滞在者にも目を向けているということ自体はとてもすばらしいアイデアで、基本的に賛同なのだが、その人たちに実効性を持って行動してもらうことについてはどう考えているか。言うだけ言って何もしないではつくる意味がないと思うので、これを書いたからには、一時滞在</p>

	<p>者の人たちにも「仙台に行ったのだからやらなくては」というふうに思ってもらえるような仕掛けをつくっておく必要があるのではないかと思う。</p>
事務局（環境企画課長）	<p>一時滞在者の方については、基本的には滞在中の活動について市民の方に準じて温暖化対策をとっていただくことで考えている。例えば、現在でもホテルでゴミの分別を促したり、備えつけの備品に省エネ行動への協力を促すコメントが見受けられるが、滞在中の日常的な行動の中で省エネを意識した行動をしてもらおうという趣旨である。</p> <p>一時滞在者の方々に協力いただくには、市ホームページはもちろん、例えば駅や観光地、観光バス、宿泊施設等、一時滞在者の方がよく訪れる場所で協力を促すということが非常に大事だと考えている。こうした一時滞在者の方々の環境配慮行動を促すことについては、例えば旅行代理店や宿泊業などの関連する事業者の事業活動そのものに係る温室効果ガスを排出することにもつながるのではないかと思うので、事業者の方々の協力をいただきながら、一時滞在者の地球温暖化対策の取り組みについて進めることができると考える。</p>
永幡幸司副会長	<p>仙台市は昔、騒音について、警笛を鳴らすのをやめようという「町を静かにする運動」をやっていた。その際、市外から来る車に守ってもらうために、市の境目に大きな看板を立てたのだが、それが新聞記事に取り上げられた、というようにメディアも巻き込みながらうまくやっていたと思う。今回も「やるな、仙台市」と思うような一時滞在者向けのことをやっていただけたら、大変うれしく思う。</p> <p>最後になるが、協働という言葉がうたわれてはいるが、細かいところを見ると市が教育して、自発的にみんなに行動してもらおうというような、何となく上から目線のモデルになっているように見受けられるところがある。</p> <p>もう少し市民の力を信じて、市民が自発的にかかわれるような書きぶりがあると良いし、さらに市民が積極的にかかわれる方法を考えていただけると良いと思っている。パブリックコメントというのは、もちろん市民の入り方としてとても大事なことで必要だと思うが、それが終わってしまったら、次に意思決定の場面で市民が入るといのがなかなか難しいように見える。常に行動を続けていくためには、その都度の行動決定の中にも関心のある市民が入り込めるというのがやはり重要だと思うので、そのような仕掛けがあったほうが良いのではないかと思う。</p>
事務局（環境企画課長）	<p>今回の中間案については、パブリックコメントのほかに、事業者や市民の皆様向けの説明会なども考えており、さまざまな機会を捉えて市民の皆様からご意見をいただければと考えている。</p>
駒井武委員	<p>部会においても、協働という言葉に対して何となく上から目線だという意見があり、私も実はそう思った次第である。市民側からの参加型や積極的なコミュニケーションなど、言葉としては結構修文はかかっているが、協働という言葉でまとめてしまうとそういう印象があるので、事務局からもあったように、さまざま</p>

	<p>なPR活動をしながら、市民のほうから積極的な参加の枠組みというのがあればいいと思っている。まだ具体案までいってはいないが、ぜひそういう取り組みがあったらいいと思っている。</p>
<p>渡辺博委員</p>	<p>市民と一時滞在者の責務について、このままだと気持ちはあってもどうやったらいいのだろうということで、市民の協力が得にくくなるのではないかというふうに感じている。</p> <p>市民の責務としてグリーン購入を推進してほしいということだが、このグリーン購入の動きというのは最近どのような状況なのか。少々低調なのではないかという懸念を持っており、この運動にもう一度光を当てて、実施していく取り組みも一緒に必要なのではないかなと思っている。</p> <p>その他の責務として、公共交通機関の利用については市内を走る公共交通機関が果たして市民の利用に応えているかという問題もある。特にバスがそうだが、定時性がない、便数の減少、ドライバーの挨拶がないなど、乗って楽しい、乗って便利、また乗りたいという公共交通機関になっているか。グリーン購入、公共交通機関の利用のほかどんなことを考えているか伺う。</p> <p>一時滞在者の件について、全国でチェーン展開をしているホテルでは、例えば中長期の滞在者に対し、部屋で使うタオルやアメニティーなどを毎日交換するのではなく、何日か置いてくださいなど、利用についてのアドバイスがあり、そのためのアドバンテージも用意しているホテルチェーンがある。私の場合は自宅以外で市内に泊まることがないので、市内の宿泊施設がどのような取り組みをしているか実態はわからないが、そうした取り組みを調査し、全国チェーンであれば仙台市だけでは済まないが、経営主体に対して働きかけを行えば、具体的な取り組みにつながっていくのではないかと。一時滞在者に対して協力を求めるのであれば、より具体的なことを提示しながら協力を求めていくことが大事かなと思う。</p> <p>先ほど駒井部会長から話のあった実効性、持続可能性、緩和策、適応策の4つの柱の視点から見ても、具体的な例示を含めながらももう少し練っていったらどうかと思う。</p>
<p>事務局（環境局次長兼環境部長）</p>	<p>グリーン購入に関しては、確かに最近グリーン購入という言葉がなかなか言われなくなったが、逆を言うと、それだけ定着しているのではないかという理解もある。グリーン購入は一時期は相当なブームがあり、メーカー側が製品化ないしサービス化する段階で、詰め替え用の製品などグリーン購入に即したサービスを提供するようになり、それが一定程度成熟化している面もあると思う。また、多少高くてもそれを買うという消費者の選択や、逆にグリーン購入の製品のほうが安くなっている場合も出てきたりしているという意味で、環境に優しいグリーン購入の製品やサービスの選択といったことをこの条例化とともに改めて市民の方々に啓発し、呼びかけていきたいという考えで、部会の議論を踏まえて明示したということである。</p>

	<p>公共交通機関の利用促進に関しては、市全体を挙げて取り組んでおり、環境局としても、CO<sub>2</sub>を削減する上でも有効な環境に配慮した行動であることから、今後とも市全体で市民の方々のご協力をいただきながら取り組んでいくべき課題であると思い、明示したものである。</p> <p>一時滞在者については、駒井部会長のもと、かなり部会の中では議論があった。ご指摘のとおり、ビジターの方が能動的に行動するというのはなかなか難しいので、例示のあったホテルのように、事業者の取り組みが結果として一時滞在者の環境配慮行動に結びついていく取り組みを進めていきたい。</p> <p>また、そうした事業者の取り組みを調査してはどうかということについては、実態を調べた上で事業者の環境配慮活動を促し、水平展開していけば、それが一時滞在者やビジターの方々の環境配慮行動につながるので、十分配慮しながら進めていきたいと思っている。</p>
渡辺博委員	<p>市民という言葉は世代を網羅しており、その主体は成人になるかと思うが、若い世代にはどのような働きかけをして、将来社会を支える市民に成長してもらおうかという点についてはどう考えているのか伺いたい。</p>
事務局（環境局次長兼環境部長）	<p>次代を支える市民である子供たちが地球温暖化問題を正しく理解し、その後のステージにおいて商品やサービスの選択、自らのライフスタイルにどうつなげていくかというのは極めて重要な課題であると認識している。資料22ページにも記載のとおり、学校教育等における必要なプログラムの実践や連携によって、次代を担う子供たちが地球温暖化対策にしっかり取り組んでもらえる仕組みづくりに取り組んでいきたいと考えている。</p>
渡辺博委員	<p>ここでいう教育というのは学校教育を意識しているのか。</p>
事務局（環境企画課長）	<p>学校教育と学校外での教育も両方含んでいる。資料22ページの囲みの中の1つ目に、学校のみならず、事業者や市民は教育及び学習を自ら行うよう努めるというような、市が教育の機会を設けるというだけではなく、事業者や市民が自ら地球温暖化対策に関する教育、学習をするというようなことが大事なのではないかというご意見を部会の議論の中でいただき、このような文言として盛り込んでいるところである。</p>
菅井茂委員	<p>さきほど学校教育で、という話があったが、資料11ページに市は率先して対策を講ずると記載されているが、この文章の中に学校が入っていない。学校では生徒がいる間中、電気をつけっ放しである。大学でもそうなのではないか。学校が節電していないのに、どこでそうした教育ができるのか。資料17ページにある冷暖房の設定温度調整などの省エネを市民に責務として要求する前に、市の学校できちんとやらせるべきだと考える。</p> <p>それから、アクションプログラムの説明の中に市役所の取り組みが入っていない。そうすると、人にやらせて自分たちは何もしないのかという気がしてならない。</p>

	<p>また、条例について、市は「必要な措置を講じなければならない」という文言だけでは何も出てこないように思う。必要な措置とは具体的に何なのかまで踏み込んだ記載がないと、空念仏で終わってしまうのではないか。</p>
事務局（環境局次長兼環境部長）	<p>学校における省エネについては、教育委員会を含めしっかり取り組んでいきたいと思っている。</p> <p>市自らの行動に関しては、「新・仙台環境行動計画」という計画に基づき、市自身のCO<sub>2</sub>の削減や電気使用量の目標を掲げ、従前から取り組みを実施している。この中には学校も含まれており、市域内のCO<sub>2</sub>削減目標を上回る目標を掲げて取り組みを実施しているが、電気使用量とともに、マイナスの方向には行っている。ただ、菅井委員が言うとおりの、学校において電気がついたままというような実態も見られるとのことなので、いま一度しっかり進めていきたいと思う。</p> <p>それから、必要な措置に関しては、確かに条例上の文言的ではそうならざるを得ない面もある。資料7ページで条例と市の温暖化対策推進計画の位置づけの整理をしたが、条例では一定程度理念的または基本的な規定を置いた上で、その具体的な取り組みは、計画の中で個別具体的に条例の理念や目的に合った取り組みを盛り込み、それをしっかり進捗管理をしながら実施していくことを考えている。</p>
菅井茂委員	<p>ぜひ、その環境行動計画に反映していただきたい。また、学校でも取り組んでいるということなので、それを示してもらい、仙台市はこのくらい頑張っているということを見せられれば、皆も頑張るといえると思う。学校で、新しくエアコンを設置するとなると、ますますその辺の教育が必要にもなってくる。</p> <p>もう一つは、いまところどころの学校で改築が行われている。先程の話では、改築する場合、建築主に対しより省エネに資するものを奨励するとしているが、学校改築の際にも反映されるのかお聞きしたい。</p> <p>最後に一つ、春になると西公園で行っている植木市が、今年限りで終わりにになると聞いた。小さな努力だが、市民がそれぞれの家庭で緑を増やことは緑の保全につながるということなので、芽を摘まないでほしいと思う。</p>
事務局（環境局次長兼環境部長）	<p>学校の改築における省エネの配慮についてだが、学校は公共建築物なので、新築も含め、設計の段階から十分配慮した上で実施している。</p> <p>植木市に関しての情報は把握していないので、確認する。※</p> <p>（※植木市について、平成31年度以降も開催を予定していることを担当課に確認し、後日、菅井委員へ連絡。）</p>
議長（渡邊会長）	<p>もう1つ議題があるので、大変恐縮だが（1）については以上とさせていただきます。</p> <p>とはいえ、半数以上の委員が意見を述べられていないので、さらに意見がある場合には1月29日（火）までに事務局へFAXまたはEメールで意見等を連絡いただくようお願いしたい。</p>



	<p>なお、本日頂戴した意見と追加での事務局への意見については、大変恐縮であるが、部会長の駒井委員と会長の私に一任いただき、事務局とも丁寧な調整をした上で中間報告の修正という形で反映させたいと思うが、このような進め方でよろしいか。</p>
各委員	異議なし
議長（渡邊会長）	<p>では、そのように進めていく。 2つ目の議事・報告事項（2）今後の進め方について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（環境企画課長）	（資料2に基づき説明）
議長（渡邊会長）	皆様より質問や意見があればお願いします。
各委員	なし
議長（渡邊会長）	次の（3）その他だが、皆様から何かあればお願いします。
各委員	なし
議長（渡邊会長）	<p>議事・報告事項については以上とする。 事務局から連絡事項等々はあるか。</p>
事務局	<p>今年度の環境審議会は、特段の案件がない限り、本日の開催をもって最後となる。委員の皆様にはご協力、ご指導を賜り感謝する。</p> <p>来年度については、地球温暖化対策のあり方についての審議に加え、杜の都環境プラン、仙台市地球温暖化対策推進計画の改定に向けた審議をお願いしたいと考えている。どうぞよろしくお願ひしたい。</p>
議長（渡邊会長）	<p>以上で本日の環境審議会の議事を終了する。 審議の円滑な運営にご協力いただき感謝する。</p>

平成 31 年 3 月 23 日

仙台市環境審議会会長

氏名 渡邊 浩文

仙台市環境審議会委員

氏名 加藤 けんろう